

「awa アワー project」コスト管理他支援業務
公募型プロポーザル実施要項

1 趣旨

「awa アワー project」コスト管理他支援業務（以下「本業務」という。）は、「awa アワー project」（徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業）において、本県の要求事項を成果物に反映し、適切な費用内で事業を成立させるため、基本・実施設計業務に対し技術的・専門的な支援を受けることを目的とする。

なお、本業務の業者選定にあたっては、創造力と技術力、経験と実績などから、最も適切な実施能力を持つ提案者を選定する「プロポーザル方式」を採用する。

2 業務概要

(1) 本業務の概要

① 業務名

「awa アワー project」コスト管理他支援業務

② 業務内容

「awa アワー project」コスト管理他支援業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

③ 委託期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

④ 委託料上限額

金 37,500,000 円（消費税及び地方消費税含む）

(2) 「awa アワー project」の概要

① 事業名称

「awa アワー project」（徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業）（以下「本事業」という。）

② 事業内容

旧徳島市立文化センター跡地から旧徳島中央警察署敷地までの一帯に、新ホールを建設する。

③ 事業場所

徳島県徳島市徳島町城内1番地ほか

④ 事業スケジュール

基本設計業務	令和3年11月から令和4年6月まで
実施設計業務	令和4年7月から令和5年5月まで（予定）
コスト管理他支援業務	令和3年12月から令和5年3月まで（予定）
工事	令和5年4月から令和8年9月まで（予定）

⑤ 優先交渉権者（以下「事業者」という。）

共同企業体名：熊谷・石上純也・IAO 竹田・アクト環境・ピーエス三菱・野村建設拡大共同企業体

構成事業者名：（株）熊谷組四国支店，（株）石上純也建築設計事務所，（株）IAO 竹田設計，（株）アクト環境計画，（株）ピーエス三菱大阪支店，野村建設工業（株）

3 スケジュール

内容	日程
公告・募集要項等の配布	令和3年11月17日(水)
質問書の受付期間	令和3年11月17日(水) から 令和3年11月24日(水) 午後5時まで
質問書に対する回答	令和3年11月26日(金)
参加表明書の受付期間	令和3年11月17日(水) から 令和3年11月29日(月) 午後5時まで
企画提案書の受付期間	令和3年11月29日(月) から 令和3年12月8日(水) 午後5時まで
選定委員会	令和3年12月中旬予定
選定結果の発表及び通知	令和3年12月中旬予定
契約締結	令和3年12月下旬予定

4 参加資格要件

次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 建築士法第26条第2項の規定による事務所閉鎖命令を受けている者でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) つぎのいずれかに該当する者であること。
 - ア 令和2・3年度徳島県一般競争入札参加資格業者名簿（測量・建設コンサルタント等業者）（以下「参加資格業者名簿」という。）に登録されていること。
 - イ アに該当しない者で、様式3に示す書類を提出し、参加資格業者名簿への登録要件を満たすと認められること。
- (5) 徳島県建設工事入札参加資格停止措置要綱に基づく入札参加資格停止となっていない者であること。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続の開始申立てによる手続開始決定日以降に県の入札参加資格に係る再審査を受けており、更生計画の認可が決定した者又は再生計画の認可の決定が確定した者については、当該申立てがなされていない者とみなす。
- (7) 清算中の株式会社である事業者について、会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算の開始の命令がなされた者でないこと。
- (8) 手形又は小切手の不渡り等により銀行取引が停止されていない者であること。
- (9) 徳島県暴力団排除措置要綱に基づき暴力団関係者であるとの認定を受け、契約排除措置中の者でないこと。また、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。）と密接な関係を有する者でないこと。
- (10) 建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項又は第5項の規定による営業停止命令を受けている者でないこと。
- (11) 最近1年間において法人税、法人事業税、法人県民税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

- (12) 本事業の事業者及び構成事業者と、資本面又は人事面において関係がない者であること。
- (13) 平成13年4月1日から公告日までに完了した次に掲げる「ア 同種業務」又は「イ 類似業務」を元請けとして履行した実績を1件以上有すること。
- ア 同種業務
国又は地方公共団体等が発注した工事で、延べ面積 15,000m² 以上である建築物の新築工事に関する設計業務、コンストラクション・マネジメント業務又はコスト管理業務
- イ 類似業務：
延べ面積が 15,000m² 以上である建築物の新築工事に関する設計業務、コンストラクション・マネジメント業務又はコスト管理業務
- ※国又は地方公共団体等が発注する工事
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12 年法律第127号）第2 条第2 項に定める公共工事
- 「医療法（昭和23 年法律第205 号）第31 条に定める公的医療機関」，「国立大学法人法（平成15 年法律第112 号）第2 条第1 項に定める国立大学法人」及び「地方独立行政法人法（平成15 年法律第118 号）第68 条第1 項に定める公立大学法人」が発注する工事
- (14) 配置予定技術者として、「5 配置予定技術者の資格」に示す要件を満たす者を配置できること。

5 配置予定技術者の資格

- (1) 総則
- ・ (2) から (7) に掲げる者のうち、管理技術者、建築（総合）担当技術者及びコスト管理担当技術者は必ず配置するものとし、その他の担当技術者は本業務の履行上必要な者を適宜配置すること。ただし、配置予定技術者の評価点合計に関わるため、注意すること。
 - ・ 同一人物が各技術者を兼任することは認めない。ただし、管理技術者と建築（総合）担当技術者との兼務は認める。
- (2) 管理技術者
- ・ 建築士法第2 条第2 項に規定に基づく一級建築士又は一般社団法人日本コンストラクション・マネジメント協会の認定コンストラクション・マネージャー（以下「CCMJ」 という。）の資格を有すること。
 - ・ 国及び地方公共団体等が発注した業務で、平成13年4月1日から公告日までに完了したコンストラクション・マネジメント業務又はコスト管理業務の業務経験を1件以上有すること。
- (3) 「建築（総合）」担当技術者
- ・ 建築士法第2 条第2 項に規定に基づく一級建築士又はCCMJの資格を有すること。
- (4) 「建築（構造）」主任技術者
- ・ 建築士法第10 条の2 第1 項の規定に基づく構造一級建築士又はCCMJの資格を有すること。
- (5) 「電気設備」担当技術者
- ・ 建築士法第10 条の2 第2 項に規定に基づく設備設計一級建築士、建築士法施行規則第17 条の18 の規定に基づく建築設備士又はCCMJの資格を有すること。
- (6) 「機械設備」担当技術者
- ・ 建築士法第10 条の2 第2 項に規定に基づく設備設計一級建築士、建築士法施行規則第17 条の18 の規定に基づく建築設備士又はCCMJの資格を有すること。
- (7) 「コスト管理」担当技術者

- ・ 公益社団法人日本建築積算協会の認定する建設コスト管理士，建築積算士又はCCMJの資格を有すること。

6 応募手続き

(1) 応募要項等に関する質問の受付及び回答

- ① 受付期間
公告日から令和3年11月24日（水）午後5時まで（必着）
- ② 提出先
「10 問合せ先及び各種書類の提出先」に同じ。
- ③ 提出方法
 - ・ 質問書（様式1）を，電子メール（エクセル形式）にて提出すること。
 - ・ メールタイトルは，「【質問書】awaアワーprojectコスト管理他支援業務」とすること。
 - ・ 送信後に，必ず電話により受信を確認すること。
- ④ 回答
 - ・ 令和3年11月26日（金）に県ホームページに掲載する。
 - ・ 回答内容は，本要項及び仕様書等の追加，修正として取り扱う。

(2) 参加表明書の提出

- ① 受付期間
公告日から令和3年11月29日（月）午後5時まで（必着）
- ② 提出先
「10 問合せ先及び各種書類の提出先」に同じ。
- ③ 提出方法
郵送又は信書便事業者による配送にて提出すること。
- ④ 提出書類

提出書類	様式	部数
参加表明書	様式2	1部
参加資格業者名簿登載確認書	様式3	1部
業務実績調書	様式4	1部
配置予定技術者一覧表	様式5-1	1部
配置予定技術者調書	様式5-2	1部

- ⑤ 留意事項
各様式の留意事項を遵守すること。

(3) 企画提案書の提出について

- ① 受付期間
令和3年11月29日（月）から令和3年12月8日（水）午後5時まで（必着）
- ② 提出先
「10 問合せ先及び各種書類の提出先」に同じ。
- ③ 提出方法
郵送又は信書便事業者による配送にて提出すること。
- ④ 提出書類

提出書類	様式	部数	
		紙媒体	電子媒体
企画提案書（表紙）	様式6-1	1部	1部 (CD-R) PDF形式 とする
企画提案書（実施方針等）	様式6-2	6部	
企画提案書（テーマ別提案）	様式6-3	6部	
見積書及び内訳書	任意	1部	

⑤ 留意事項

- ・企画提案書の作成にあたっては、「徳島文化芸術ホール（仮称）整備事業公募型プロポーザル」において事業者が提出した技術提案書（以下「技術提案書」という。）のほか、本県の地域特性や求める諸条件を十分に理解した上で行うこと。
- ・テーマ別提案のテーマは、以下のとおりとする。
 - 【テーマ1】本事業を着実に進めるにあたり、設計段階における効果的な品質・コスト管理の手法について
 - 【テーマ2】事業者と価格交渉するにあたって有効と考えられる具体的方策について
- ・様式6-2及び6-3には、企業名等提案者が特定される記述はしないこと。
- ・その他各様式の留意事項を遵守すること。
- ・提出期限後の提出書類の提出、再提出及び差し替えは原則として認めない。
- ・提出された書類は、徳島県における使用に限り、必要に応じて複写することがある。

7 審査・選定

(1) 選定方針

選定にあたっては、「『awa アワーproject』コスト管理他支援業務業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、企画提案について書面審査を実施する。評価基準により総合的に評価して順位付けを行い、選定基準値以上かつ1位となった提案者を委託候補者に選定する。提案者が1者だった場合においても、選定基準値以上の場合には選定する。

なお、審査結果によっては、いずれの提案者も委託候補者に選定しないことがある。

(2) 選定委員会

- ・選定委員 委員5名
- ・事務局 徳島県県土整備部 住宅課建築指導室

(3) 評価基準

別紙「『awa アワー project』コスト管理他支援業務に係る公募型プロポーザル評価基準」による。

(4) 選定結果の通知・公表

- ・選定結果は、企画提案書の提案者に対して通知するとともに、徳島県ホームページで公表する。
- ・審査の経緯については公表しない。
- ・選定等に関する照会には一切応じない。
- ・選定結果に対する異議申立ては受理しない。

(5) 選定結果の取消し

提出書類への虚偽の記載が明らかになった場合、委託候補者に重大な瑕疵があった場合、業務執行の意思が認められない場合、又は業務執行能力がないと認められる場合は、選定結果を取り消すことがある。

8 契約に関する事項

(1) 選定委員会において選定された委託候補者を契約予定者とし、当該業務に係る随意契約の相手方とする。

なお、企画提案書はあくまでも提案者の実施能力等を判断するために行うものであり、委託内容・経費について再度調整を行った後に契約を締結する。ただし、最も適切な企画提案書を提出した者であっても、契約条件が調整できない場合には契約しない場合がある。

(2) 徳島県と委託候補者との間で契約条件が合致しない場合には、委託契約の締結ができない場合もある。

(3) 徳島県との協議が整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、内容を審査の上、委託契約を締結する。

9 その他留意事項

- (1) 参加表明書及び技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は返却しない。
- (3) 技術提案書に含まれる著作権、特許権、商標権その他法令等に基づいて保護される第三者の権利を用いた結果生じた事象に係る責任はすべて提案者が負うこと。
- (4) 提出された書類等は本業務の業者選定以外に提案者に無断で使用しない。ただし、委託候補者として選定された事業者の技術提案書を公開する場合には、事前に提案者の同意を得ることとする。
- (5) 使用する言語は日本語とし、通貨及び単位は日本国通貨及び円とする。
- (6) 次の条件のいずれかに該当する場合は、失格となることがある。
 - ア 各法令等に適合しないことが判明した場合
 - イ 見積価格が委託料上限額を超過している場合
 - ウ 委託候補者選定後に、配置予定技術者を配置できなくなった場合（ただし、同等の資格を有する者に変更し、徳島県が認めた場合はこの限りでない。）
- (7) 次の条件のいずれかに該当する場合は、無効となることがある。
 - ア 選定委員会の委員に直接、間接を問わず連絡を求めた場合
 - イ 参加資格要件を満たさない場合
 - ウ 提出書類が本要項の示す条件に適合しない場合
 - エ 提出書類に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - オ 提出書類に虚偽の記載があると明らかになった場合
 - カ その他、選定委員会が不適格と認めた場合

10 問合せ先及び各種書類の提出先

770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地

徳島県県土整備部 住宅課建築指導室

電話番号 088-621-2922

F A X 088-621-2671

E-mail kenchikushidoushitsu@mail.pref.tokushima.jp